

## 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金交付要綱

制 定 令和5年5月8日こ保対第261号（局長決裁）  
最近改正 令和6年1月25日こ保対第809号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下、「保育所等」という。）を利用できず保留となっている児童（以下「対象児童」という。）を、自宅から距離のある入所が可能な小規模保育事業に送迎する際の駐車場の確保にかかる費用を補助するために必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱による補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）並びに横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱（平成26年10月10日こ企第580号。以下、「利用調整要綱」という。）の例のほか、次の各号に定めるところによる。

#### （1）保護者

児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条に規定する保護者をいう。

#### （2）保育所

法第9条第1項に規定するもののうち、法第35条に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

#### （3）認定こども園

法第39条の2及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

#### （4）地域型保育事業

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。

#### （5）小規模保育事業

児童福祉法第6条の3第10項に規定するもののうち、横浜市内に設置された施設をいう。

### （補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、当該年度の初日の前日における満年齢が1歳及び2歳である対象児童に係る子ども・子育て支援法第20条第4項に規定

する教育・保育給付認定保護者であって、対象児童の保護者が市内に登録をしている、現に当該住所地（以下、「自宅」という。）に居住している者（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者は、補助の対象としない。

(補助の要件)

第4条 この補助金は、原則として、次の各号に掲げる要件を全て満たした補助対象者が、次項に掲げる小規模保育事業（以下、「補助利用施設」という。）に利用が内定し入所することを要件として交付する。

- (1) 補助対象者は、利用調整要綱第4条第7項に基づき発行された当該年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書（以下「保留通知書」という。）の交付を受けた日以降においても引き続き保育所等の利用を申請しており、定員超過による保留となっていること。
  - (2) 補助対象者は、保留通知書の交付を受けた日以降に次項に定める補助利用施設を、対象児童の利用を希望する施設・事業として追加して申請（以下、「追加申請」という。）していること。
  - (3) 補助対象者は、保育所等へのタクシー送迎支援事業実施要綱（令和6年1月25日こ保対第807号）に規定する電子チケットの利用に係る申請を同時に行っていないこと。
- 2 補助利用施設は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。
- (1) 自宅の最寄りのバス停から当該小規模保育事業の最寄りのバス停まで乗り換えずに到達することができないなど、バス等を利用して対象児童を送迎することが容易ではないこと。
  - (2) 自宅からおおむね2キロメートル以上の距離があること。
  - (3) 以下に定める時点において当該小規模保育事業が入所可能であることが公表されており、かつ原則として補助対象者が交付を受けている保留通知書の希望施設・事業所名欄に記載がないこと。

ア 年度中における利用調整にあつては追加申請を行った日が属する月の初日時点

イ 4月利用調整にあつては二次利用調整の申請締切日時点

- 3 第1項の規定にかかわらず、前年度に本補助金の交付を受けた補助対象者が、引き続き補助利用施設に入所しており、かつ前項第1号及び第2号の要件を満たす場合は補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助利用施設

に送迎するために駐車場の利用に要した費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 月を単位とする駐車場（以下、「月極駐車場」という。）の賃料
  - (2) 時間を単位とする駐車場（以下、「時間貸駐車場」という。）の使用料
- 2 次に掲げる費用は補助の対象としない。
- (1) 敷金、礼金、契約事務手数料その他駐車場の賃貸借契約に要した経費
  - (2) ガソリン代その他燃料費
  - (3) 自動車税・自動車重量税、損害保険料、車両のリース・レンタル料その他自動車の所有又は利用、維持及び修理に要した経費
  - (4) 自動車保険料及び送迎時における事故等に係る損害賠償、治療その他の費用

（補助対象期間）

第6条 補助対象とする期間は、補助利用施設の利用開始日から当該開始日の属する年度の末までとし、1か月を単位とする。

- 2 補助対象期間は前項で定める期間のうち、補助対象者が前条第1項に掲げた月極駐車場又は時間貸駐車場の利用を開始した日の属する月から、補助利用施設を退園した日又は第4条第2項第1号若しくは第2号に掲げる要件を満たさなくなった日の属する月又は当該年度の3月のいずれか早い月とする。

（補助金の上限額）

第7条 この要綱における1月あたりの補助金の上限額は、補助対象者1人あたり25,000円とする。

（利用の計画）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、補助利用施設の追加申請の際に、次に掲げる利用計画の書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助利用事前計画書（第1号様式）
- (2) 保留通知書の写し

（計画の承認）

第9条 市長は、前条に基づく利用計画の提出があった場合は、その内容を審査し、当該計画の中で優先順位を定め、予算の範囲内で承認可否を決定する。

- 2 前項の優先順位の決定は、対象児童に係る横浜市給付認定及び利用調整に関する基準（平成26年10月14日企第583号）に規定するランク及び利用調整指数により行う。
- 3 第1項の規定による審査の結果については、入所が可能な小規模保育事業への送

迎に係る駐車場費用補助事前計画（変更）確認通知書（第2号様式）又は入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助事前計画（変更）不承認通知書（第3号様式）をもって申請者に通知する。

（承認の有効期限）

第10条 前条に掲げる承認の有効期限は、承認があった日の属する年度末までとする。但し、第4条第2項に規定している補助対象施設に内定し入所した場合及び同条第3項の補助対象者の利用計画についてはこの限りではない。

（申請内容の変更・取下げ）

第11条 申請者は、事前計画の提出後に、計画内容の変更又は取下げを行う場合には、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助事前計画変更届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（補助の申請）

第12条 申請者は、事前に承認を受けた計画について第4条に掲げる要件を満たしたときは、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助申請書（第5号様式）
  - (2) 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場利用計画書（第6号様式）
- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号から第4号までに規定する書類とする。

（交付決定）

第13条 市長は、前条に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助交付決定通知書（第7号様式）により通知を行うものとする。
- 4 市長は、第1項の審査の結果により、適正と認められない場合には、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助不交付決定通知書（第8号様式）をもって、申請者に通知する。

（変更申請）

第 14 条 申請者は、補助の決定後に、申請内容に変更が生じた場合には、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助取下兼変更申請書（第 9 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 申請内容の取下又は変更が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（変更決定）

第 15 条 市長は、前条に基づき申請があった場合は、その内容を審査して変更の可否を決定し、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助取下決定兼変更決定通知書（第 10 号様式）又は入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助変更却下通知書（第 11 号様式）をもって申請者に通知する。

（実績報告）

第 16 条 実績報告は、補助利用施設を退園した日が属する月の末日の翌日又は当該年度の 3 月 31 日の翌日から起算し 14 日以内に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金実績報告書（第 12 号様式）
- (2) 補助対象経費に係る領収書等

2 市長は、必要があると認めるときは、本補助金の執行の状況等に関し、申請者から報告を求めることができる。

3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により、補助金の実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同規則第 14 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する書類とする。

（補助金額の確定通知）

第 17 条 補助金額確定の通知は、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金交付額確定通知書（第 13 号様式）により行うものとする。

（補助金交付の時期及び請求）

第 18 条 補助金交付を請求する時期は、申請者が第 16 条で定める補助金額の確定通知を受けた後とする。

2 補助金の交付の請求に用いる書類は、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金請求書（第 14 号様式）とする。この際、補助金は請求書において指定された金融機関口座へ振り込むものとする。

（補助金交付の時期の例外）

第 19 条 補助金規則第 17 条の規定により、事業完了前に補助金の一部を交付することができるのは、各月終了後に第 17 条第 2 項に定める請求書、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助実績経過報告書（第 15 号様式）及び補助対象経費の支払確認の経費支払書（領収書等）を市長が定める期日までに提出され、利用内容が確認されたときとする。

2 前項の規定による補助金の支出は、地方自治法施行令第 163 条第 2 号及び横浜市予算決算及び金銭会計規則第 132 条第 1 項第 2 号に基づき、前金払いとすることができる。

（調査及び指示）

第 20 条 申請者は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、申請者に対し必要な措置を指示することができる。

（決定の取消し）

第 21 条 市長は、申請者が虚偽の申告又はその他不正な手段により補助金の支給決定を受けたことが発覚した場合は、当該支給決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係書類の保存）

第 22 条 申請者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 25 日から施行し、施行の日から適用する。

## 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助利用 事前計画書

横浜市 長

(〒            -            )  
 申請者 住所 横浜市  
 (給付認定保護者  
 になる保護者)  
 氏名  
 電話番号(1)            (            )  
 電話番号(2)            (            )

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金交付要綱に基づき、駐車場費用補助利用事前計画書を提出します。

補助の目的 及び内容	利用施設への送迎にかかる駐車場費用			
対象児童	(ふりがな) 氏名			
	生年月日	西暦 クラス	年	月 日 1歳児 ・ 2歳児
				補助対象とならなかった場合 <sup>※1</sup> 、 当該施設の利用を
				希望しない      希望する <sup>※2</sup>
補助金を利用して送迎するため、追加申請をした施設 (補助利用施設)  <small>※4か所以上ある場合は、別紙に記入してください。様式は任意です。</small>	所在地:	区	自宅からの距離(徒歩)	m
	施設名:			
	所在地:	区	自宅からの距離(徒歩)	m
	施設名:			
	所在地:	区	自宅からの距離(徒歩)	m
	施設名:			
添付書類	保留通知書の写し			
本人同意欄	<input type="checkbox"/>	利用状況や補助要件について、横浜市子ども青少年局が確認することに同意します。		
	<input type="checkbox"/>	上記記載の各施設について、別に定める手順で自宅からの距離を確認しました。		
	<input type="checkbox"/>	上記記載の各施設について、別に定める手順で入所が可能なかをチェックしました。		
	<input type="checkbox"/>	添付する保留通知書の希望施設・事業所名欄には上記各施設の記載がないことを確認しました。		
<input type="checkbox"/>	「補助対象とならなかった場合、当該施設の利用を希望しない」を選択した施設については、駐車場の利用を前提として追加申請したため、横浜市子ども青少年局の審査の結果、補助の対象外と判明された場合は、当該施設の利用を希望しないこととして取り扱われることに同意し、追って速やかに利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書を提出します。			
<input type="checkbox"/>	虚偽の申告又はその他不正な手段により補助金の支給決定を受けたことが発覚した場合は、当該支給決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることを理解しました。			
<small>※1 予算超過により補助対象とならなかった場合や、審査の結果、補助の対象外となることが判明した場合                  ※2 補助対象とならなかった場合、希望して入所が決定しても駐車場費用の補助は利用できません。</small>				

住所

氏名

様

横浜市 長 印

### 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助 事前計画(変更)確認通知書

令和 年 月 日に申請のありました入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場補助補助について、次のとおり計画(変更)を確認しましたので通知します。

補助の目的 及び内容	利用施設への送迎にかかる駐車場料金	
対象児童	(ふりがな) 氏 名 生年月日	西暦 年 月 日 クラス 1歳児 ・ 2歳児

補助対象であると 確認した施設	所在地: 区	所在地: 区
	施設名:	施設名:
	所在地: 区	所在地: 区
	施設名:	施設名:
	所在地: 区	所在地: 区
	施設名:	施設名:

補助対象と確認 できなかった施設	下記に記載の各施設は、横浜市こども青少年局の審査の結果、補助対象と確認できなかったため、利用調整においては当該施設の利用を希望しないこととして取り扱われます。速やかに利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書を提出してください。	
	所在地: 区	確認できなかった理由 <input type="checkbox"/> 第4条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 第4条第2項第2号 <input type="checkbox"/> 第4条第2項第3号
	施設名:	
	所在地: 区	確認できなかった理由 <input type="checkbox"/> 第4条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 第4条第2項第2号 <input type="checkbox"/> 第4条第2項第3号
	施設名:	
	所在地: 区	確認できなかった理由 <input type="checkbox"/> 第4条第2項第1号 <input type="checkbox"/> 第4条第2項第2号 <input type="checkbox"/> 第4条第2項第3号
	施設名:	

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助  
事前計画(変更)不承認通知書

住所

氏名

様

横浜市 市長 印

年 月 日に申請のありました入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場  
費用補助事前計画(変更)について、次の理由により承認しないことに決定しましたので通知しま  
す。

理由

## 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助 事前計画変更届出書

横浜市 長

(〒 - )  
届出者 住所 横浜市  
(和)印認止休  
護者になる保  
護者)  
氏名

次のとおり、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助について事前計画変更を届け出ます。

対象児童	(ふりがな) 氏名 生年月日	西暦 クラス	年 月 日 1歳児 ・ 2歳児
------	----------------------	-----------	--------------------

届出の理由 補助利用施設の内容を変更する場合には、利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書も合わせてご提出ください。	<input type="checkbox"/> 申請の内容を変更する	変更内容	<input type="checkbox"/> 補助利用施設の追加・削除 →①追加・削除する補助利用施設欄、 ②本人同意欄を記入 <input type="checkbox"/> その他 →③変更の内容、 ④変更の理由欄を記入	
			補助対象とならなかった場合 <sup>※1</sup> 、 当該施設の利用を	
			希望しない	希望する <sup>※2</sup>
① 追加する 補助利用施設  <small>※5か所以上ある場合は、 別紙に記入してください。 様式は任意です。</small>	所在地: 区	自宅からの距離 m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	施設名:			
	所在地: 区	自宅からの距離 m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	施設名:			
① 削除する 補助利用施設	所在地: 区	自宅からの距離 m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施設名:				
② 本人同意欄	<input type="checkbox"/> 上記記載の各施設について、別に定める手順で自宅からの距離を確認しました。 <input type="checkbox"/> 上記記載の各施設について、別に定める手順で入所が可能なかをチェックしました。 <input type="checkbox"/> 添付する保留通知書の希望施設・事業所名欄には上記各施設の記載がないことを確認しました。 <input type="checkbox"/> 「補助対象とならなかった場合、当該施設の利用を希望しない」を選択した施設については、駐車場の利用を前提として追加申請したため、横浜市こども青少年局の審査の結果、補助の対象外と判明された場合は、当該施設の利用を希望しないこととして取り扱われることに同意し、追って速やかに利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書を提出します。			
③ 変更の内容				
④ 変更の理由				

※1 予算超過により補助対象とならなかった場合や、審査の結果、補助の対象外となることが判明した場合  
 ※2 補助対象とならなかった場合、希望して入所が決定しても駐車場費用の補助は利用できません。

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助申請書

横浜市 長

(〒 \_\_\_\_\_ )  
 申請者 住所 横浜市  
 (給付認定保護者  
 になる保護者)  
 氏名

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金交付要綱に基づき、駐車場費用補助を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金交付要綱を遵守します。

補助の目的及び内容	利用施設への送迎にかかる駐車場料金	
対象児童	(ふりがな) 氏名 生年月日	西暦 年 月 日 クラス 1歳児 ・ 2歳児
補助利用施設	施設名	利用開始年月 年 月
補助事業額 ※利用計画書の①を転記	円	
補助金交付申請額 ※利用計画書の②を転記	円	
利用計画	入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場利用計画書の通り	
添付書類	入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場利用計画書	
本人同意欄	<input type="checkbox"/>	申請に必要な事項について、記入漏れ等があった場合、申請者に確認の上、こども青少年局で補記されます。
	<input type="checkbox"/>	虚偽の申告又はその他不正な手段により補助金の支給決定を受けたことが発覚した場合は、当該支給決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることを理解しました。

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場利用計画書

対象児童	(ふりがな) 氏名 生年月日	西暦 クラス 年 月 日 1歳児 ・ 2歳児
①補助事業額 自己負担も含めた駐車場 利用にかかる費用の総額 〔※②以上の額になります〕		円
②補助金交付申請額 補助を受ける額の総額 〔※1月あたりの上限は25,000円です〕		円
利用予定期間		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>年 月から</span> <span>年 月まで</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-left: 5px;">③</div> <span>か月間</span> </div>
補助事業額の詳細 ※申請書に記載した補助利用施設について、最も入所が決定した場合の駐車場利用額が高くなる場合について記載		<input type="checkbox"/> 月極駐車場 1か月の賃料
		③月数
		契約合計額
		都度利用合計額
		↓ ①補助事業額
		<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     ¥                 </div>
補助金交付申請額の詳細		¥ 25,000 × ③月数 = ④制度上の上限額
		①補助事業額と④制度上の上限額のうち少ない方 = ②補助金交付申請額
		<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     ¥                 </div>

利用を予定する駐車場の詳細

日中、主に送迎車両を駐車する場所 (月極駐車場)	場所の種類		駐車場詳細		
	<input type="checkbox"/>	補助利用施設の近く			
	<input type="checkbox"/>	通勤に利用する駅の近く	→	駅名	
	<input type="checkbox"/>	職場の近く	→	住所	
	<input type="checkbox"/>	その他( )	→	住所	
<input type="checkbox"/>	自宅(駐車場利用なし)				
送迎において一時的に送迎車両を駐車する場所 ① (時間貸駐車場)	場所の種類		駐車場詳細		
	<input type="checkbox"/>	補助利用施設の近く			
	<input type="checkbox"/>	通勤に利用する駅の近く	→	駅名	
	<input type="checkbox"/>	職場の近く	→	住所	
<input type="checkbox"/>	その他( )	→	住所		
送迎において一時的に送迎車両を駐車する場所 ② (時間貸駐車場)	場所の種類		駐車場詳細		
	<input type="checkbox"/>	補助利用施設の近く			
	<input type="checkbox"/>	通勤に利用する駅の近く	→	駅名	
	<input type="checkbox"/>	職場の近く	→	住所	
<input type="checkbox"/>	その他( )	→	住所		
送迎において一時的に送迎車両を駐車する場所 ③ (時間貸駐車場)	場所の種類		駐車場詳細		
	<input type="checkbox"/>	補助利用施設の近く			
	<input type="checkbox"/>	通勤に利用する駅の近く	→	駅名	
	<input type="checkbox"/>	職場の近く	→	住所	
<input type="checkbox"/>	その他( )	→	住所		

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助交付決定通知書

住所

氏名

様

横浜市 市長 印

年 月 日に申請のありました入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場補助補助について、次のとおり交付決定することになりましたので通知します。

<p>補助金交付決定額</p> <p>※決定額は上限額であり、実績報告に基づく費用が支払われます。また、1月あたりの上限額は25,000円を超えない。</p>	<p style="text-align: right;">円</p>
<p>補助利用施設</p>	
<p>交付の条件</p>	<p>(1) この補助金は、入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用のために使用し、他の事業には流用しないでください。</p> <p>駐車場の費用としては、要綱第5条第1項に規定した費用に限り、</p> <p>(2) 同条第2項に規定した費用のほか、公益上必要性が高いとはいえない経費については、対象外とします。</p> <p>(3) 事業が終わり次第、事業報告書を提出してください。</p> <p>(4) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。</p> <p>(5) この補助金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。</p> <p>補助対象期間終了後14日以内に、実績報告書(第12号様式)及び</p> <p>(6) 実績の分かる書類(領収書等)を提出してください。補助金額は実績報告書の提出を受けて確定します。</p> <p>(7) 補助金の支払いは、請求書に基づき支払うこととします。</p> <p>上記(6)(7)にかかわらず、各月終了後に請求書、実績経過報告</p> <p>(8) 書(第15号様式)及び実績の分かる書類が提出され、利用内容が確認されたときは、前金払いを行います。</p>
<p>支払時期</p>	<p>請求書を受領した日から30日以内にお支払いします。</p>

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助不交付決定通知書

住所

氏名

様

横浜市 市長 印

年 月 日に申請のありました入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助について、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

理由

### 入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助取下兼変更申請書

横浜市 長

申請者 住所 (〒 - )  
横浜市  
(給付認定保護者  
になる保護者)  
氏名

年 月 日こ保対第 号で補助金交付の決定を受けました入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る  
駐車場費用補助について次の通り取下・変更したいので、関係書類を添えて申請します。

対象児童	(ふりがな) 氏名 生年月日	西暦 クラス	年 月 日 1歳児 ・ 2歳児
------	----------------------	-----------	--------------------

補助金の交付決定額	円
取下・変更の内容	
取下・変更の理由	
添付書類	

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助  
取下決定兼変更決定通知書

住所

氏名

様

横浜市 市長 印

年 月 日に申請のありました入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助の取下・変更について、次のとおり承認することにしたので通知します。

取下・変更の内容	
----------	--

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助変更却下通知書

住所

氏名

様

横浜市 市長 印

年 月 日に申請のありました入所が可能な小規模保育事業への送迎支援補助の変更について、次の理由により却下することにしたので通知します。

理由

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金実績報告書

横浜市 長

申請者 住所 (〒 - ) 横浜市

氏名

年 月 日こ保対第 号で補助金交付の決定を受けました入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助について次の通り、実績を報告します。

交付決定額				円
補助対象期間	____年__月から____年__月まで__か月間			
経費の実績		月極駐車場	時間貸駐車場	合計
	4月	円	円	円
	5月	円	円	円
	6月	円	円	円
	7月	円	円	円
	8月	円	円	円
	9月	円	円	円
	10月	円	円	円
	11月	円	円	円
	12月	円	円	円
	1月	円	円	円
	2月	円	円	円
	3月	円	円	円
	実績報告額			円
添付資料	<input type="checkbox"/> 領収書等			

こ保第 号  
年 月 日

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金交付額確定通知書

住所

氏名

様

横浜市 市長 印

年 月 日に実績報告書の提出のありました入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助について、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

補助金確定額	円
--------	---

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金請求書

横浜市 長

(〒 - )

申請者 住所 横浜市

氏名

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金交付要綱に基づき、次の通り補助金の交付を請求します。

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助交付決定通知日	年 月 日		こ保対第	号
対象期間	_____月分 ・ 全期間分			
補助金請求額	円			
振込先金融機関 <sup>※1</sup>	金融機関名	銀行 信金 信組 農協		
	支店名	本店 支店 出張所		
	口座種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	ふりがな 口座名義人			

請求者本人以外の口座に振り込むときは下記の委任についてご記入ください。

私は、次の者に入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助金請求書の受領に関する一切の権限を委任します。	
住所 受任者 氏名 (口座名義人)	委任者 氏名 (請求者) <span style="float: right;">(印)</span>

【注意】 訂正する場合は「=(二重線)」で訂正し、訂正箇所に請求者印を押印してください。修正テープ、修正液等による訂正はできません。

※1 振込先がゆうちょ銀行の場合には、振込用の店名・口座番号を確認してご記入ください。

入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る駐車場費用補助実績経過報告書

横浜市 長

請求者 住所 (〒 \_\_\_\_\_ )  
横浜市

氏名

年 月 日こ保対第 号で補助金交付の決定を受けました入所が可能な小規模保育事業への送迎に係る  
駐車場費用補助について次の通り実績の経過を報告します。

報告額						円
経過報告期間	_____年_____月から_____年_____月まで					
経費の実績	今回報告	月極駐車場	時間貸駐車場	合計	請求金額	
	<input type="checkbox"/> 4月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 5月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 6月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 7月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 8月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 9月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 10月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 11月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 12月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 1月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 2月	円	円	円	円	
	<input type="checkbox"/> 3月	円	円	円	円	
		合計			円	円
添付資料	<input type="checkbox"/> 領収書等					